

## 開発区域内における緑化基準

守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例施行規則第17条第3項に基づき、開発区域内の緑化基準を定める。

### (定義)

1. この基準において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 接道部 敷地の内、道路に接する部分
- (2) 高木 植栽時に高さ1.5 m以上で、成木時に3 mを超える樹木
- (3) 低木 高木以外の樹木
- (4) 樹冠投影面積 樹冠(樹木の枝の広がり)を地表に真上から投影した面積

### (適用の範囲)

2. この基準は、1,000 m<sup>2</sup>以上の開発行為等により、開発区域内に設ける緑地で、市に帰属する緑地、公園及び広場等を除く敷地内緑化について適用する。

### (協議)

3. 開発を行うものは、開発行為の事前協議時に、以下の図面等を市に提出し、市と開発区域内の緑の保全と緑化の推進に関する協議を行うものとする。

- (1) 緑化計画図(敷地面積、緑化面積記入)
- (2) 緑化面積計算書
- (3) その他協議に必要と認められるもの
  - ・ 宅地分譲等が行われる場合で、開発行為完了までに緑地を設けることができない場合は、緑化確約書を添付すること。

### (緑化の基準)

4. 緑化の基準は、次のとおりとする。

- (1) 緑地の面積は、開発区域の3%以上とする。但し、市に帰属する緑地、公園及び広場等がある場合は、算定した面積から除くことができる。
- (2) 緑化は、樹木、生垣、花壇等により行うものとする。
- (3) 緑地の配置は、原則として接道部に面する連続した個所に行うものとする。

### (面積の算定方法)

5. 面積の算定方法は次の表のとおりとする。

|          |                                                                                      |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 緑地       | 樹木が植栽された土地及び花壇又は地被植物が植栽された土地の面積。                                                     |
| 生垣       | 生垣の延長×0.6 m。                                                                         |
| 敷地内の単独樹木 | 成長後の樹冠投影面積。樹冠投影面積の想定が難しい場合は高木1本当たり7 m <sup>2</sup> 、低木1本当たり1 m <sup>2</sup> として算定する。 |
| その他      | 市と別途協議。                                                                              |

### (管理)

6. この基準により緑化をした者又は緑地等を継承した者は、その緑地等の適正な維持管理に努めるものとする。ただし、協議により市が管理することとなったものはこの限りではない。

# 緑 化 確 約 書

平成 年 月 日

守谷市長様

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

電話 \_\_\_\_\_ — —

下記の開発区域において、「守谷市緑の保全と緑化の推進に関する条例」に基づき、市と緑化に関する協議を行いましたが、敷地内の緑化部分について外構が未定のため植栽を行うことができません。

つきましては、外構が決定次第植栽することを確認します。なお、宅地分譲など第三者に譲渡する場合は、この緑化義務を伝えるとともに、譲受人が植栽を行わない場合は、（当社・私）が責任を持って解決します。

## 記

- 1. 開 発 区 域 守谷市
- 1. 開発事業者
- 1. 事業内容
- 1. 緑 化 内 容 緑化計画図のとおり